

Tax Analysis

中国税務

Authors:

Hong Kong

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Shanghai

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

For more information, please contact:

Indirect Tax Services

National Leader

Hong Kong

Sarah Chin, Partner
Tel: +852 2852 6440
Email: sachin@deloitte.com.hk

Northern Region

Beijing

Yi Zhou, Partner
Tel: +86 10 8520 7512
Email: jchow@deloitte.com.cn

Eastern Region

Shanghai

Li Qun Gao, Partner
Tel: +86 21 6141 1053
Email: ligao@deloitte.com.cn

Southern Region

Guangzhou

Janet Zhang, Partner
Tel: +86 20 2831 1212
Email: jazhang@deloitte.com.cn

Western Region

Chongqing

Frank Tang, Partner
Tel: +86 23 8823 1208
Email: ftang@deloitte.com.cn

財政部および国家税務総局が増 値税改革試験の全面的な実施に 関する方案を公布

2016年3月23日、財政部および国家税務総局は、営業税に代えて増値税を徴収する試験（以下、増値税改革試験）の全面的な実施に関する財税[2016]36号の通達（以下、36号通達）を公布した。これは、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業が増値税の対象となった後の具体的な取扱いを明らかにするとともに、交通運輸業、現代的サービス業、郵便および電信業に係る現行の増値税の取扱いに変更を加えるものである。36号通達の規定は基本的に2016年5月1日から施行され、これに伴い、財税[2013]106号（以下、106号通達）を主とする増値税改革試験に関する現行の通達は廃止される。2016年5月1日から、従来は営業税の対象であった業種もすべて増値税の対象に移行する。

本 Tax Analysis では、36号通達における重要な規定を説明し、分析する。以下の内容を含む。

- 36号通達の構成と重要な条項
- 一部の業種の特定期間に関するコメント
- 添付：課税対象項目の分類とそれぞれの税率

本 Tax Analysis の内容は包括的なものであるが、今後、新たに増値税の対象となる業種ごとのより詳細な分析も提供する予定である。

背景

増値税改革試験は2012年1月から、まず上海において交通運輸業と現代的サービス業を対象として開始された。その後、全国で実施されるようになり、対象業種も鉄道運輸業、郵便および電信業等まで拡大された。現時点では、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の4業種のみがなお営業税の課税対象とされている。2016年3月18日、国务院常务会议で増値税改革試験の全面的な実施に関する方案が可決され、2016年5月1日から、これらの4業種も試験の対象となることが確定した。

建築業、不動産業、金融業および生活サービス業が増値税の対象に移行することに伴い、これまで4年余りにわたり実施されてきた増値税改革試験もほぼ最終段階に入る。増値税改革の最終的なゴールは増値税法の制定であるが、36号通達の公布により、営業税と増値税が並存する状況はなくなり、サプライチェーンにおける二重課税の問題も解消されることになる。このことは、中国の間接税制度の歴史において、画期的な意義を持つといえる。

36号通達の要点

36号通達に基づき、2016年5月1日から、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業は増値税の対象に移行する。また、現行の増値税改革試験に関する一般的な規則を定めた106号通達等は同時に廃止される。

36号通達の構成は106号通達の構成と同じであり、次の4つの付属文書が含まれる。

- Y 付属文書1-「営業税に代えて増値税を徴収する試験に関する実施弁法」
- Y 付属文書2-「営業税に代えて増値税を徴収する試験の関連事項に関する規定」
- Y 付属文書3-「営業税に代えて増値税を徴収する試験の経過措置に関する規定」
- Y 付属文書4-「クロスボーダーの課税行為に対する増値税ゼロ税率および免税政策の適用に関する規定」

36号通達は新たな増値税改革試験に関する規則を定めたものであり、過去4年間にわたる試験の中で生じた不明確な事項についても明らかにしている。以下ではそれらのうちの重要な内容について説明する。

1. 納税者

中国国内においてサービス、無形資産あるいは不動産を販売する組織および個人が、増値税の納税者となる。

2. 課税範囲

a. 課税対象となる行為

「サービス、無形資産、不動産の販売に関する注釈」（付属文書1の添付）に基づいて、増値税の課税行為は大きく次の3つに分類される。

- Y サービスの販売
- Y 無形資産の販売
- Y 不動産の販売

そのうち、無形資産の販売と不動産の販売は今回新たに加わった大分類である。各大分類は細分化されており、例えば、サービスの販売は次の7つに分類されている。

- Y 交通運輸サービス
- Y 郵便サービス
- Y 電信サービス
- Y 建築サービス
- Y 金融サービス
- Y 現代的サービス
- Y 生活サービス

これらのうち、建築サービス、金融サービス、生活サービスが新たに加わったものである。

このほか、36号通達では、従来の分類の一部に変更を加えている（例えば、現代的サービス業の中の文化意匠サービスに分類されていた商標および著作権の譲渡は、無形資産の販売に分類された）。従来よりも課税対象となる範囲が拡大された項目もある。例えば、新しい注釈では、無形資産の定義が広がり、フランチャイズ経営権、会員権、インターネットゲームの仮想道具、ドメイン名等も無形資産に含まれている。具体的な分類については本文の添付を参照。

b. “中国国内”の定義

中国国内におけるサービス、無形資産あるいは不動産の販売とは、次のことを指す。

- 1) サービス（不動産のリースを除く）または無形資産（自然資源使用权を除く）の販売者あるいは購入者が中国国内にあること
- 2) 販売あるいはリースする不動産が中国国内にあること
- 3) 自然資源使用权を販売する場合のその自然資源が中国国内にあること
- 4) 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況

36号通達では同時に、次の状況は中国国内でのサービスあるいは無形資産の販売に該当しないということも規定している。

- 1) 国外の組織あるいは個人が国内の組織あるいは個人に、完全に国外で発生するサービスを販売すること
- 2) 国外の組織あるいは個人が国内の組織あるいは個人に、完全に国外で使用される無形資産を販売すること
- 3) 国外の組織あるいは個人が国内の組織あるいは個人に、完全に国外で使用される有形動産をリースすること
- 4) 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況

c. 増値税の課税対象とならない項目

36号通達の規定によれば、以下の項目は増値税の課税対象とはならない。

- 1) 国家の指令に基づいて無償提供する鉄道運輸サービス、航空運輸サービス、公益事業に用いられる無償提供のサービス
- 2) 預金利息
- 3) 被保険者が得る保険金
- 4) 不動産主管部門あるいはその指定機関、公積金管理センター、開発企業および物件管理企業が代理徴収する住宅特別補修基金
- 5) 資産再編の過程において、合併、分割、売却、交換等の方式で、すべてまたは一部の現物資産および関連の債権、債務と労働力を併せてその他の組織または個人に譲渡する場合の、不動産、土地使用権の譲渡行為

3. 税率および徴収率

36号通達によれば、適用税率には6%、11%および17%とゼロ税率がある（下表を参照）。徴収率は原則として3%であり、主に小規模納税者に適用される。

税率	課税行為
6%	付加価値電信サービス、金融サービス、現代的サービスおよび生活サービスの提供、土地使用権以外の無形資産の販売
11%	交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産のリースサービスの提供、不動産の販売、土地使用権の譲渡
17%	有形動産のリースサービスの提供
ゼロ税率	国内の組織および個人に発生した特定のクロスボーダーの課税行為

4. 課税方法

a. 売上額

増値税の課税標準となる売上額は、原則として納税者が相手方から取得した代金総額と代金以外の費用によって確定される。ただし、36号通達では、特定の状況において、納税者は代金総額および代金以外の費用から特定の項目を控除した後の残額を売上額とすることができると規定している。例えば、以下のとおりである。

課税行為	控除可能項目
仲介代理サービス	委託者から受領し、代理で支払う政府性基金あるいは行政事業性費用
人民銀行、銀行業監督管理委員会、あるいは商務部の認可を得てファイナンスリース業務に従事する納税者が提供するファイナンスリースサービス	支払った借入利息（外貨借入金および人民元借入金の利息を含む）、発行債券利息および車両購入税
旅行サービス	旅行サービスの購入者から受領し、その他の組織または個人に支払った宿泊費、飲食費、交通費、ビザ費、入場料およびその他の旅行企業に支払った旅行費用
建築サービス（簡易課税方式を適用する場合）	支払った下請代金
一般納税者である不動産開発企業が開発した不動産の販売（簡易課税方式を選択適用する旧プロジェクトの不動産を除く）	土地を譲受したときに政府部門に支払った土地代金

b. 兼営および混合販売

36号通達は、106号通達にある業務を兼営する場合の規定を踏襲している。すなわち、納税者が物品の販売、加工・修理・組立修理役務、サービス、無形資産または不動産の販売を兼営し、それらの税率または徴収率が異なる場合、各税率または徴収率の適用される売上額を分けて計算しなければならない。もし売上額を分けて計算してい

なければ、より高い税率または徴収率が適用される。

36号通達では、混合販売についても規定している。一つの販売行為がサービスにも物品にもかかわる場合、混合販売となる。主として物品の生産、卸売または小売に従事する組織または個人経営者の混合販売行為は、物品販売として増徴税を納付する。その他の組織または個人経営者の混合販売行為は、サービスの販売として増徴税を納付する。

c. 仕入税額

控除できない仕入税額—106号通達に規定する項目に加えて、36号通達では、次の項目に係る仕入税額も控除できないとしている。

- Y 非正常損失となる不動産、および当該不動産に用いた購入物品、設計サービスおよび建築サービス
- Y 非正常損失となる不動産の建設中工事に用いた購入物品、設計サービスおよび建築サービス
- Y 購入した貸付サービス、飲食サービス、住民日常サービスおよび娯楽サービス。そのうち、納税者が貸付サービスの提供を受け、貸付者に支払った、当該貸付と直接関連する投融資顧問料、手数料、コンサルティング料等の費用についても、その仕入税額を売上税額から控除することはできない。

また、すでに仕入税額を控除した固定資産、無形資産あるいは不動産についても、もし仕入税額を控除できない状況が生じたならば、次の公式によって控除できない仕入税額を計算しなければならない。

控除できない仕入税額=固定資産、無形資産あるいは不動産の帳簿価額×適用税率

新たに取得した不動産の仕入税額控除—一般課税方式を適用する納税者が2016年5月1日以降に取得し、かつ会計上、固定資産として計上した不動産、あるいは2016年5月1日以降に取得した不動産の建設中工事は、取得した日から2年間にわたり、その仕入税額を売上税額から控除することができる。1年目の控除割合は60%、2年目の控除割合は40%である。

この政策は、不動産開発企業が自ら開発する不動産プロジェクト、およびファイナンスリースを受けた不動産には適用されない。

d. 建築サービスに関する特殊規定

- 1) 一般納税者が“清包工”方式で提供する建築サービスは、簡易課税方式を選択適用することができる。（注：“清包工”方式では、施工者は建築工事に必要となる材料を購入せず、あるいは補助材料のみを購入し、人件費、管理費あるいはその他の費用のみを受領する。）
- 2) 一般納税者が“甲供”工事で提供する建築サービスは、簡易課税方式を選択適用することができる。（注：“甲供”工事では、全部または一部の設備、材料、動力を工事の発注者が自ら購入する。）
- 3) 一般納税者が建築工事の旧プロジェクト（すなわち、起工日が2016年4月30日以前のもの）において提供する建築サービスは、簡易課税方式を選択適用することができる。
- 4) 一般納税者が県（市）を跨って建築サービスを提供し、一般課税方式を適用する場合、取得した代金総額および代金以外の費用をもって売上額とし、納付税額を計算する。ただし、取得した代金総額および代金以外の費用から支払った下請代金を控除した後の残額に対し、2%の仮徴収率で計算した税額を建築サービスの発生地で予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。
- 5) 一般納税者が県（市）を跨って建築サービスを提供し、簡易課税方式を選択適用する場合、取得した代金総額および代金以外の費用から支払った下請代金を控除した後の残額を売上額とし、3%の徴収率に基づいて納付税額を計算する。納税者はこの課税方式により、建築サービスの発生地ですべての税額を予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。
- 6) 小規模納税者が県（市）を跨って建築サービスを提供する場合、取得した代金総額および代金以外の費用から支払った下請代金を控除した後の残額を売上額とし、3%の徴収率に基づいて納付税額を計算する。納税者はこの課税方式により、建築サービスの発生地ですべての税額を予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。

e. 不動産に関する特殊規定

不動産業の特殊性と経過措置の必要性から、36号通達では不動産の販売とリースについて特殊な規定を設けている。一般納税者を例にとると、これらの規定には以下が含まれる。

不動産の販売

1) 一般規則：

§ 一般納税者が2016年5月1日以降に取得した不動産を販売する場合には一般課税方式を適用し、取得し

た代金総額および代金以外の費用を売上額として納付税額を計算する。納税者は5%の仮徴収率によって計算した税額を不動産の所在地で予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行う。もし当該不動産が自己建設したものでなければ、納税者は取得した代金総額および代金以外の費用から当該不動産の購入原価または不動産取得時の価格を差し引いた後の残額に対して、予納税額を計算する。

- § 不動産開発企業が代金前受方式を採用して開発した不動産を販売する場合、前受金を受領したときに、3%の仮徴収率で計算した増徴税を予納する。

2) 経過措置：

- § 一般納税者が2016年4月30日以前に取得した不動産を販売する場合には簡易課税方式を選択適用し、5%の徴収率によって納付税額を計算することができる。納税者は不動産の所在地で予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行う。もし当該不動産が自己建設したものでなければ、納税者は取得した代金総額および代金以外の費用から当該不動産の購入原価または不動産取得時の価格を差し引いた後の残額を売上額として、納付税額を計算する。
- § 一般納税者である不動産開発企業が自ら開発した旧プロジェクトの不動産を販売する場合、簡易課税方式を選択適用し、5%の徴収率によって税額を計算することができる。

不動産のオペレーティングリース

1) 一般規則：

一般納税者が2016年5月1日以降に取得した、機構所在地と同一の県（市）にない不動産をリースする場合、3%の仮徴収率で計算した税額を不動産の所在地で予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。

2) 経過措置：

一般納税者が2016年4月30日以前に取得した不動産をリースする場合、簡易課税方式を選択適用し、5%の徴収率によって納付税額を計算することができる。機構所在地と同一の県（市）にない不動産をリースする場合は、この課税方式により、不動産の所在地で税額を予納した後、機構所在地の所轄税務機関で納税申告を行わなければならない。

5. 納税義務の発生時期

36号通達では、106号通達にある納税義務の発生時期に関する規定を踏襲している。すなわち、増徴税の納税義務は原則として、納税者に課税行為が発生し、販売代金を回収するか、販売代金取立証票を取得した当日（インボイス（発票）を先に発行した場合には、発票を発行した当日）に発生する。そのほか、36号通達では、特定の状況に係る納税義務の発生時期に関して、次のように規定している。

- 1) 納税者が建築サービス、リースサービスを提供し、代金前受方式を採用する場合は、前受金を受領した当日
- 2) 納税者が金融商品の譲渡に従事する場合は、金融商品の所有権が移転した当日
- 3) 納税者にサービス、無形資産あるいは不動産のみなし販売が発生した場合は、サービス、無形資産の譲渡が完了した当日あるいは不動産の所有権の帰属が変更された当日

6. 免税項目

36号通達における免税項目に関する規定は、基本的に現行の営業税の免税政策を踏襲している。例えば、医療機関の提供する医療サービスの収入、保険会社が1年以上の人身保険（生命保険、養老年金保険、健康保険）について取得する保険料収入、金融業の同業間取引に係る利息収入等は、営業税を免除されていたように、増徴税も免除される。

7. クロスボーダーの課税行為

a. ゼロ税率の適用

ゼロ税率が適用されるクロスボーダーの課税行為は下表のとおりである。

- | | |
|--|------------------------------|
| A. 国際運輸サービス | |
| B. 宇宙運輸サービス | |
| C. 国外組織に提供する、完全に国外で消費されるサービス（注：“完全に国外で消費される”というのは、36号通達で追加された表現で | 研究開発サービス |
| | 契約エネルギー管理サービス |
| | 設計サービス |
| | ラジオ、映画、テレビ番組（作品）の製作および配給サービス |
| | ソフトウェアサービス |

ある)

回路設計およびテストサービス
情報システムサービス
業務プロセス管理サービス
オフショアアウトソーシングサービス
技術譲渡

D. 財政部および国家税務総局が規定するその他のサービス

“完全に国外で消費される”とは、次のことを指す。

- Y サービスの実際の受け手が国外にあり、かつ国内の物品および不動産と関連しないこと
- Y 無形資産が完全に国外で使用され、かつ国内の物品および不動産と関連しないこと
- Y 財政部および国家税務総局が規定するその他の状況

“完全に国外で消費される”という文言の追加は、契約名義上のサービスの購入者は国外組織であっても、実際のサービスの受け手は国内組織である場合に、ゼロ税率または免税を適用することを防止することを意図している可能性がある。

b. 免税の適用

A. 具体的に列挙された、国外で発生するサービス	工事プロジェクトが国外にある建築サービス (追加)
	工事プロジェクトが国外にある工事監理サービス (追加)
	工事、鉱物資源が国外にある工事探査・調査サービス
	会議展覧地が国外にある会議展覧サービス
	保管地が国外にある倉庫保管サービス
B. 輸出品物のために提供するサービス	目的物を国外で使用する有形動産のリースサービス
	国外で提供されるラジオ、映画、テレビ番組 (作品) の放映サービス
	国外で提供される文化、体育、教育、医療および旅行サービス (追加)
	輸出品物のために提供する郵便サービス
C. 国外組織に提供する、完全に国外で消費されるサービスおよび無形資産 (注: “完全に国外で消費される”というものは、36号通達で追加された表現である)	輸出品物のために提供する集配サービス
	輸出品物のために提供する保険サービス (追加)
	電信サービス
	知的財産権サービス
	物流補助サービス (倉庫保管サービス、集配サービスを除く)
	検証・コンサルティングサービス
	専門技術サービス (追加)
ビジネスサポートサービス (追加)	
D. 輸送手段を持たない運送請負方式で提供する国際運輸サービス (追加)	広告投入地が国外である広告サービス
	無形資産 (追加)
E. 国外組織間の資金融通およびその他の金融業務のために提供する直接チャージ金融サービスで、国内の物品、無形資産および不動産と関連しないサービス (追加)	
F. 財政部および国家税務総局が規定するその他のサービス	

コメント

全国で実施される増値税改革試験の基本法規として、36号通達では、新たに試験の対象となる4業種の増値税の取扱いを明らかにするだけでなく、増値税の対象となるすべての納税者にかかわる具体的な指針も提供している。当該通達は、次の点に関して、特に重要な意義を有すると考えられる。

増値税の適用範囲の拡大と課税対象項目の明確化

すべての営業税の課税対象が増値税の課税対象に移行するため、増値税の適用される項目を合理的に分類し、定義づけする必要がある。これまでの試験の実施過程で生じた問題も考慮し、36号通達では増値税の課税対象項目をより細かく、全面的に整理するとともに、より実務に即したものとなるように、一部の分類に変更を加えている。

例えば、多くのグループの投資会社あるいは投資管理会社は、グループ内の企業に対して、財務、法務、人事等を含む各種の管理サービスを提供しているが、これまでの実務では、このような行為が増値税の課税対象となるか否か、いずれのサービスの分類に属するかが統一されていなかった。今回公布された36号通達では、現代的サービス業の下にビジネスサポートサービスの分類が加えられ、当該分類には企業管理サービスが含まれることから、上述の事項が明確になった。また、すべてのサービスを漏れなく列挙することはできないこと、新たなサービスが生じる可能性もあることから、36号通達では、一部の分類に“その他”という包括的な項目が追加されている。

現行の営業税の規定における無形資産の定義は狭く、土地使用权、商標権、特許権、非特許技術、著作権、のれんおよび自然資源使用权のみが含まれる。そのため、いくつかの新しいタイプの無形資産（例えば、ネットのドメイン名、メンバーシップ等）が営業税の課税対象となる否か、実務においてしばしば論争が生じた。このことから、36号通達では“その他の權益性無形資産”の分類が追加され、かつ当該分類には広範な無形資産が列挙されている。これにより、増値税の課税範囲は大きく広がることになる。

全業種における税負担の軽減と投資の促進

すべての業種において税負担を減じ、増加させないという国务院の提示した原則に従い、今回の増値税改革試験の範囲の拡大にあたっては、減税効果を実現するための一定の措置が講じられた。

建築業と不動産業を例にとると、これらの業種に適用される11%の増値税税率は、従来の3%と5%の営業税税率よりも遥かに高い。しかし、36号通達では、建築業と不動産業の納税者が下請代金と土地の払下代金を売上額から控除することを認めている。また、不動産開発企業において生じる可能性のある仕入税額と売上税額の不マッチの問題を解消するために、増値税を予納した後、納税申告（精算）を行うという制度を導入した。さらに、2016年4月30日以前の旧プロジェクトについて、納税者に簡易課税方式の選択適用を認める経過措置を設けた。これらの措置によって、適用税率が高くなることによる負の影響が解消されることが期待される。

金融業および生活サービス業には6%の増値税税率が適用される。当該税率は、現行の3%または5%の営業税税率を大きく上回るものではない。36号通達では、現行の営業税政策の多くを踏襲している。これには、免税優遇（例えば、金融業の同業間取引に係る利息収入の免税等）や特定の項目を控除した後の売上額を課税標準とする差額徴税の取扱い（例えば、金融商品の売買では、売却価格から購入価格を控除した後の残額を売上額とする）が含まれる。また、これら2業種の納税者は今後、仕入税額の控除が認められるようになることから、全体としてその税負担は大きな影響を受けないものと見込まれる。金融業および生活サービス業の納税者は簡易課税方式を適用できるのではないかと予測もあったが、36号通達にこのような規定はない。よって、金融業および生活サービス業の納税者は必ず増値税の一般課税方式を適用しなければならない。これらの納税者は、売上税額を正確に計算するとともに、増値税発票の適切な管理も必要になり、コンプライアンスのためのコストは増す可能性がある。

その他の業種の納税者も、増値税改革試験の範囲の拡大によって直接的または間接的にベネフィットを得ることが期待される。特に、上述の4業種に属するサプライヤーとの取引がある企業は、その仕入税額を控除できるようになるため、自らの税負担を小さくすることができる。今回の増値税改革試験の全面的な実施に関する方案の中で最も注目されるのは、新たに取得した不動産に係る仕入税額が控除の対象となることである。その控除期限は20年に設定され、毎年仕入税額の5%を控除できるようになるのではないかと予測もあった。しかし、36号通達では、控除期限を2年とし、1年目は60%、2年目は40%の控除ができると規定している。この控除期限は予測よりも大幅に短いものである。政府が断固としてすべての業種の税負担の軽減を図ろうとしていることがうかがえる。このような政策により、商業用不動産に対する投資も促進されることが期待される。

増値税改革試験の全面的な実施は望ましい動きではあるが、経済およびビジネス活動は複雑かつ変わりやすいものであり、今回公布された実施方案をビジネスの現実において運用する中で、改善すべき点も出てくるものと思われる。また、現行の制度においては、複数の増値税税率が存在するが、このことは理論上、増値税の中立性に影響を与える可能性もある。よって、各企業は増値税改革試験の今後の動向にも注意を払う必要がある。

アドバイス

増値税改革試験の全面的な実施まで1か月半足らずしかない。建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の企業はこれまで営業税の納税者であったが、非常に限られた時間の中で増値税への移行を果たさなければならない。各企業が次のような措置を講じることを提案する。

1. できるだけ早く増値税のコンプライアンス業務のための準備を進めること。増値税申告および発票管理のフローの制定、財務および税務担当者に対する研修の実施を含む。
2. 増値税の計算および申告の要求に合わせるために、企業のシステムを調整する。
3. 企業の商業契約をレビューするとともに、価格政策を見直す。
4. 企業の業務モデルと組織構成をレビューし、何らかの変更を加える必要があるか否かを判断する。
5. 新しい規定を理解し、適用可能な優遇政策があるかを検討する。
6. 新しい規定における不明確な事項については、税務機関および専門家のアドバイスを求める。

上述した4業種以外の企業も、サプライチェーンにかかわる企業が増値税改革によって受ける影響を理解し、サプライヤーおよび顧客と十分なコミュニケーションを取ることが必要になる。

デロイトの間接税チームは引き続き増値税改革の動向を注視していきます。我々は関連当局による増値税改革の規定の策定に協力し、また多くの顧客企業の増値税改革に向けた準備を支援してきました。もし何かご質問があれば、いつでもご連絡ください。

添付：課税対象項目の分類表

大分類	中分類	小分類	徴収品目	営業税税率	増値税税率 ¹	
サービスの販売	交通運輸サービス	陸上運輸サービス	鉄道運輸サービス	3%	11%	
			その他の陸上運輸サービス			
		水上運輸サービス	水上運輸サービス			
		航空運輸サービス	航空運輸サービス			
			パイプライン運輸サービス	パイプライン運輸サービス		
	郵便サービス	一般郵便サービス	一般郵便サービス	3%	11%	
		特殊郵便サービス	特殊郵便サービス			
		その他の郵便サービス	その他の郵便サービス			
	電信サービス	基礎電信サービス	基礎電信サービス	3%	11%	
		付加価値電信サービス	付加価値電信サービス		6%	
	建築サービス (追加)	工事サービス	工事サービス	3%	11%	
		据付サービス	据付サービス			
		修繕サービス	修繕サービス			
		装飾サービス	装飾サービス			
		その他の建築サービス	その他の建築サービス			
	金融サービス (追加)	貸付サービス	貸付サービス	5%	6%	
		直接チャージ金融サービス	直接チャージ金融サービス			
		保険サービス	生命保険サービス 財産保険のサービス			
			金融商品の譲渡	金融商品の譲渡		
	現代的サービス	研究開発および技術サービス		研究開発サービス	5%	6%
				契約エネルギー管理サービス		
				工事探査・調査サービス		
				専門技術サービス (追加)		
		情報技術サービス		ソフトウェアサービス	5%	6%
				回路設計およびテストサービス		
				情報システムサービス		
				業務プロセス管理サービス 情報システム付加価値サービス (追加)		
		文化意匠サービス (商標および著作権の譲渡は無形資産の販売に再分類された)		設計サービス	3%/5%	6%
知的財産権サービス						
広告サービス						
物流補助サービス			航空サービス	3%/5%	6%	
	港湾サービス					
	貨物運輸および乗客運輸サービス					
	サルベージ救助サービス					
	積降運送サービス					
	倉庫保管サービス					
リースサービス		不動産ファイナンスリース (追加)	5%	11%		
		不動産オペレーティングリース (追加)				
		有形動産ファイナンスリース		17%		
		有形動産オペレーティングリース				

¹増値税の徴収率は原則として3%である（特殊な規定を除く。例えば、一般納税者が不動産を販売またはリースする場合の経過措置においては、5%の徴収率が適用される。）

大分類	中分類	小分類	徴収品目	営業税税率	増値税税率
サービスの販売	現代的サービス	検証・コンサルティングサービス	認証サービス	5%	6%
			検証サービス		
			コンサルティングサービス		
		ラジオ、映画、テレビサービス	番組（作品）の製作サービス	3%/5%	6%
	番組（作品）の配給サービス				
	番組（作品）の放映サービス				
	ビジネスサポートサービス（追加）	企業管理サービス	5%	6%	
		仲介代理サービス			
		人事サービス			
	その他の現代的サービス（追加）	安全保護サービス	3%/5%	6%	
		その他の現代的サービス			
	生活サービス（追加）	文化・体育サービス	文化サービス	3%/5%、娯楽業 5-20%	6%
			体育サービス		
		教育・医療サービス	教育サービス		
医療サービス					
旅行・娯楽サービス		旅行サービス			
		娯楽サービス			
飲食・宿泊サービス		飲食サービス			
	宿泊サービス				
住民日常サービス	住民日常サービス				
その他の生活サービス	その他の生活サービス				
無形資産の販売	無形資産の販売（追加）	特許技術および非特許技術	特許技術および非特許技術	5%	6%（土地使用権の販売は11%）
		商標、著作権およびのれん	商標、著作権およびのれん		
		自然資源使用权	自然資源使用权 （土地使用権を含む）		
		その他の權益性無形資産	その他の權益性無形資産		
不動産の販売	不動産の販売（追加）	建築物	建築物	5%	11%
		構築物	構築物		

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information or advice on the above subject or analysis of other tax issues, please contact:

Beijing

Andrew Zhu

Partner

Tel: +86 10 8520 7508

Fax: +86 10 8518 1326

Email: andzhu@deloitte.com.cn

Hong Kong

Sarah Chin

Partner

Tel: +852 2852 6440

Fax: +852 2520 6205

Email: sachin@deloitte.com.hk

Shenzhen

Victor Li

Partner

Tel: +86 755 3353 8113

Fax: +86 755 8246 3222

Email: vicli@deloitte.com.cn

Chongqing

Frank Tang

Partner

Tel: +86 23 6310 6206

Fax: +86 23 6310 6170

Email: ftang@deloitte.com.cn

Jinan

Beth Jiang

Director

Tel: +86 531 8518 1058

Fax: +86 531 8518 1068

Email: betjiang@deloitte.com.cn

Suzhou

Frank Xu / Maria Liang

Partner

Tel: +86 512 6289 1318 / 1328

Fax: +86 512 6762 3338

Email: frakxu@deloitte.com.cn
mliang@deloitte.com.cn

Dalian

Bill Bai

Partner

Tel: +86 411 8371 2888

Fax: +86 411 8360 3297

Email: bilbai@deloitte.com.cn

Macau

Raymond Tang

Partner

Tel: +853 2871 2998

Fax: +853 2871 3033

Email: raytang@deloitte.com.hk

Tianjin

Jason Su

Partner

Tel: +86 22 2320 6680

Fax: +86 22 2320 6699

Email: jassu@deloitte.com.cn

Guangzhou

Victor Li

Partner

Tel: +86 20 8396 9228

Fax: +86 20 3888 0121

Email: vicli@deloitte.com.cn

Nanjing

Frank Xu

Partner

Tel: +86 25 5791 5208

Fax: +86 25 8691 8776

Email: frakxu@deloitte.com.cn

Wuhan

Justin Zhu

Partner

Tel: +86 27 8526 6618

Fax: +86 27 8526 7032

Email: juszhu@deloitte.com.cn

Hangzhou

Qiang Lu

Partner

Tel: +86 571 2811 1901

Fax: +86 571 2811 1904

Email: qilu@deloitte.com.cn

Shanghai

Eunice Kuo

Partner

Tel: +86 21 6141 1308

Fax: +86 21 6335 0003

Email: eunicekuo@deloitte.com.cn

Xiamen

Jim Chung

Partner

Tel: +86 592 2107 298

Fax: +86 592 2107 259

Email: jichung@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email: ntc@deloitte.com.cn

National Leader

Leonard Khaw

Partner

Tel: +86 21 6141 1498

Fax: +86 21 6335 0003

Email: lkhaw@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel: +86 10 8520 7511

Fax: +86 10 8518 1326

Email: juliezhang@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Davy Yun

Partner

Tel: +852 2852 6538

Fax: +852 2520 6205

Email: dyun@deloitte.com.hk

Southern China (Mainland/Macau)

German Cheung

Director

Tel: +86 20 2831 1369

Fax: +86 20 3888 0121

Email: gercheung@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Director

Tel: +86 21 6141 1262

Fax: +86 21 6335 0003

Email: kzhu@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Wandy Luk by either email at wanyluk@deloitte.com.hk or by fax to +852 2541 1911.

日系企業担当者

上海

大久保 孝一
パートナー

TEL : +86 21 6141 2128
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : kokubo@deloitte.com.cn

上海

沙 蒙
ディレクター

TEL : +86 21 6141 1703
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : msha@deloitte.com.cn

上海

上田 博規
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1701
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : hueda@deloitte.com.cn

天津

濱中 愛
マネジャー

TEL : +86 22 2320 6820
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : ahamanaka@deloitte.com.cn

深圳

大塚 武司
マネジャー

TEL : +86 755 3331 8116
FAX : +86 755 8246 3186
E-mail : taotsuka@deloitte.com.cn

大連

田中 昭仁
シニアマネジャー

TEL : +86 411 8371 2850
FAX : +86 411 8360 3297
E-mail : atanaka@deloitte.com.cn

上海

板谷 圭一
パートナー

TEL : +86 21 6141 1368
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : kitaya@deloitte.com.cn

上海

大穂 幸太
マネジャー

TEL : +86 21 6141 1711
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : koho@deloitte.com.cn

蘇州

滝川 祐介
マネジャー

TEL : + 86 512 6289 1298
FAX : +86 512 6762 3338
E-mail : ytakikawa@deloitte.com.cn

天津

梨子本 暢貴
シニアマネジャー

TEL : +86 22 2320 6612
FAX : +86 22 2320 6699
E-mail : nnashimoto@deloitte.com.cn

香港

中川 正行
パートナー

TEL : +852 2852 6592
FAX : +852 2542 4597
E-mail : manakagawa@deloitte.com.hk

上海

片岡 伴維
マネジャー

TEL : +86 21 2316 6687
FAX : +86 21 6335 0199
E-mail : tkataoka@deloitte.com.cn

上海

渡邊 崇
シニアマネジャー

TEL : +86 21 6141 1702
FAX : +86 21 6335 0177
E-mail : takwatanabe@deloitte.com.cn

北京

原井 武志
パートナー

TEL : +86 10 8520 7310
FAX : +86 10 8518 1218
E-mail : takeharai@deloitte.com.cn

広州

前川 邦夫
マネジャー

TEL : +86 20 2831 1050
FAX : +86 20 3888 0575
E-mail : kmaekawa@deloitte.com.cn

香港

小川 康弘
シニアマネジャー

TEL : +852 2852 6446
FAX : +852 2542 4597
Email : yaogawa@deloitte.com.hk

About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), and its network of member firms, and their related entities. DTTL and each member firm are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/cn/en/about for a detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte's more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500 companies.

About Deloitte in Greater China

We are one of the leading professional services providers with 23 offices in Beijing, Hong Kong, Shanghai, Taipei, Chengdu, Chongqing, Dalian, Guangzhou, Hangzhou, Harbin, Hefei, Hsinchu, Jinan, Kaohsiung, Macau, Nanjing, Shenzhen, Suzhou, Taichung, Tainan, Tianjin, Wuhan and Xiamen in Greater China. We have nearly 13,500 people working on a collaborative basis to serve clients, subject to local applicable laws.

About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit, tax, consulting and financial advisory services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. None of the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

©2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu Certified Public Accountants LLP.